

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和4年3月1日（火） 14:00～15:19

2. 出席者

【顧問】

川路部会長、阿部顧問、岩田顧問、岡田顧問、河村顧問、近藤顧問、鈴木伸一顧問、鈴木雅和顧問、平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、工藤環境審査係

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について

- ①コスモエコパワー株式会社（仮称）会津若松ウインドファーム増設事業  
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見の説明
- ②稲庭ウインド合同会社（仮称）稲庭風力発電事業  
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価図書の審査について

- ①コスモエコパワー株式会社「(仮称) 会津若松ウインドファーム増設事業」  
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見について、質疑応答を行った。

- ②稲庭ウインド合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見について、質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) コスモエコパワー株式会社「(仮称) 会津若松ウインドファーム増設事業」

<方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見>

○顧問 本日の1件目は、コスモエコパワー株式会社(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業の環境影響評価方法書についてです。方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見が届いていると思います。それらも踏まえて、先生方から御質問、コメント等がございましたら挙手をお願いいたします。生物関係の先生、お願いします。

○顧問 福島県知事意見で、動植物・生態系の一番初めのところに、例えば、「赤井谷地湿原植物群落」を追加してください」と書いてあるのですが、ちょっと細かいことになりますけれども、準備書で「重要な植物群落」というのが92ページに出ています。それから、生態系とか動物の注目すべき生息地等も同じような図面があるのですが、これは文献の情報になりますので、少しアップで地図を描いていただいているのですが、これも、この「赤井谷地」を含めるとなると、もう少し引いた図面で、ほかの項目ではそういった図面を使っていると思いますので。

ちょうど景観資源のほうでは「赤井谷地」というのを取り上げていただいている、こちらに載っていないとなると整合が取れないような感じがしますので、スケールは、例えば、「景観」とか「人と自然との触れ合いの場」ですと、もう少し広い範囲で図示していると思いますので、そちらに合わせたぐらいの範囲で作っていただいて、そして、この植物群落も追加するようにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。準備書以降で結構です。

○事業者 コスモエコパワーです。承知しました。準備書でまとめさせていただきます。

○顧問 それに関連しますが、景観の352ページに、景観資源ということでこちらの湿原が取り上げられています。そして、その次のページ辺りが眺望点になるのですが、眺望点についてはフォトモンタージュを作ると思うのですが、景観資源については、確認ですけれども、フォトモンタージュ等は作らないということでしたか。

○事業者 お察しのとおりで、景観資源についてフォトモンタージュは作成いたしません。

○顧問 そうですか。この赤井谷地の近くに、13番で、猪苗代の眺望点が1点追加してあると思うのですが、ここから赤井谷地の方向というのは見えるのでしょうか、眺望点から風車ができる範囲を見たときに。ここはフォトモンタージュを作るようになっていると思うのですが、

○事業者 コスモエコパワーです。13番の猪苗代の浜のところですが、現地である程

度眺望を確認したところ、対象事業実施区域の主に南側の方面の半分以上ぐらいが見える想定であります。

○顧問　湖水ですね。この辺りの観光地の情報などを調べますと、湿原も観光地になっていて、山を背景にして湿原の写真等があって、こちらの方は取り上げなくてよかったのかなというのがちょっと気になる点が幾つかあったので、今後、景観資源のポイントは幾つか見直しされるかもしれませんが、そのときにはそういった観光情報も、この辺りは、猪苗代湖などは非常に重要な地点になると思いますので、少し精査していただければと考えております。

それから、それと関連しますが、こちらはガイドラインに従っていただいているということで、視野角で見える範囲ということで設定されているというのは妥当ではあると思うのですが、今回、猪苗代湖を挟んだ地域が猪苗代湖を眺望する地点になっていると思うのですが、その辺りの例えば北岸とか、その外れた辺り、その辺りから湖を見たときというのは、ほとんど風車が見えない範囲と言ってよろしいのでしょうか。その辺り、北岸ということが知事意見でも出ていたと思うので、確認させていただきたいと思います。

○事業者　こちらの方法書時点での景観の視点場としての整理のポイントとしては、緑の点線の範囲を目安としながら、風車がある程度見えそうなポイントを探しているという中で、猪苗代町とも相談をして、その中で人が集まるような場所ということで考えると、ここしかないということでございました。

北岸は少し距離が離れていく方向になるので、今、緑の線までのところの目安の中では、このポイントを選定させていただいております。ただ、おっしゃったとおりの観光情報などは、御指摘に応じて、準備書までに観光情報を含めて整理させていただいて、また必要であれば、調査地点として追加を検討したいと思います。

○顧問　分かりました。13番から見える状況が、スカイラインをそれほど変化させないような範囲であれば、それより遠くというのは必要ないと思いますので、十分説明できると思うのですが、そうでなかった場合は、もう少し遠くの点に1つあった方がいいということにもなると思うので、その辺も様子を見ながら、よく地元と協議して検討していただければと思います。

それから、これは単にコメントですけれども、こちらの方に既設であります布引高原などは、逆に風車自体が景観資源になっているという場所もありますので、配置を

工夫していただくことによって、景観というのは負の資源にも正の資源にもなると思いますので、そのあたりも十分考慮して事業を進めていただければと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。植物関係の先生、お願いします。

○顧問 準備書の調査方法のところですけども、335、336ページに樹洞調査というのがあるのですが、まず、この樹洞調査の目的を教えてくださいませんか。

○事業者 東洋設計です。樹洞調査の目的は、植物のところに書いてあるとおりで、樹木に空いている穴を確認して、その確認した穴に対して、生物、モモンガなどもその後確認するという、そういうことが目的になると認識しております。

○顧問 すみません、今、聞き取りにくかったので、もう一度お願いします。

○事業者 植物の調査で、樹洞を確認して、その樹洞に対して生息しているモモンガなどの動物を確認していくということを目的にしております。

○顧問 そうすると、これはどちらかというと、動物調査の項目になるということでしょうか。

○事業者 そうですね。先生おっしゃられるとおりで、動物というところにも入ってくるかと考えております。

○顧問 それから、目視観察調査とあるのですが、目視というと、本当にあるなしだけだと思うのですが、実際には穴の大きさなどを測るのですね。

○事業者 可能な範囲で穴の大きさも測定いたします。そして、どういう木にどういう穴があったかをしっかり記録してまいります。

○顧問 そうすると、実際に計測をするということですね。

○事業者 穴の位置にもよると思うのですが、安全に測れる範疇であれば測定する予定です。

○顧問 植物などはあるなしで目視だと思うのですが、この場合は、単なる目視観察とはちょっと違うかと思って、今、確認をしたのですけれども。

○事業者 先生のおっしゃられるとおりです。なので、目視だけではなくて、記録もしっかり取ると御理解いただければと思います。

○顧問 それから、細かいことで申し訳ないのですが、補足説明資料、18ページの16番で、お答えいただいた中で、ジュウモンジシダーサワグルミ群集が植生自然度8となっていますが、ここは9ですよ。

○事業者 東洋設計です。御指摘のとおり、ジュウモンジシダ―サワグルミ群集に関しましては、植生自然度9です。

○顧問 そうですね。訂正いただければと思います。

○顧問 では、水関係の先生、お願いします。

○顧問 まず、補足説明資料31番、各水質調査地点の集水域を示してくださいとコメントし、図を示していただきました。

この図では、河川のそれぞれの集水域と調査地点の集水域の図が重なっていて判読しづらいので、準備書には、河川ごとの集水域と各水質調査地点の集水域の図は分けて表示していただいた方が分かりやすいと思いますので、御留意いただきたい。

それから、この図で1点確認ですが、この図の一番上の吉ヶ平ダム湖と書いてある付近の対象事業実施区域に搬入路があります。ここは既設の区域にもつながっている道路だと思うのですが、今回、新たに増設するに当たって、道路の拡幅工事などはないか確認したい。

○事業者 コスモエコパワーです。こちらは、風車の配置等はまだ決まっておらないのですが、こちらの道路を使うことになった場合は、カーブのきついところですか、拡幅を検討する可能性があります。

○顧問 それでしたら、ここで道路工事に伴う濁水の発生も考えられますので、この道路工事区間を考慮して、水質の調査地点を追加していただいた方がよろしいのではないかと思います。

○事業者 承知しました。こちらの工事計画の進捗を見ながら、拡幅する想定になってくれば、調達地点の追加を検討いたします。

○顧問 別の質問になりますが、濁水の予測評価をするときの降雨条件はどのように考えておられますか。

○事業者 東洋設計からお答えいたします。予測対象の降雨としては、面整備マニュアルに従って、一般的な降雨である基本的には3mmを対象に考えています。

○顧問 最近は集中豪雨などの降雨災害が多発していますので、そういった集中豪雨的な強雨時の予測評価も併せてしていただくように他の地点でもお願いしています。本地点でもそういった評価も併せて御検討いただければと思います。

○事業者 承知いたしました。準備書で記載させていただきます。

○顧問 さらに、もう1つ質問させてください。福島県知事意見のところ、4の水環

境の(1)で水源地への影響について、事業計画及び環境調査を検討すること、(2)では、支流が合流する下流側にも調査点を追加すること、となっています。これら2つの意見への対応についてどのようにお考えか、教えていただけますでしょうか。

○事業者　今、御意見をいただいたばかりということもありまして、今後、検討するのですが、それに当たっては、取水など地区から来た情報を入手して、必要なポイントで調査等を検討します。今、まだ綿密には考えられていないのですが、御意見を踏まえてしっかり検討したいと考えております。

○顧問　分かりました。(1)の意見については、私も同意見ですので、よく御検討いただければと思います。

○顧問　では、ほかの水関係の先生、お願いします。

○顧問　まず、補足説明資料の29番、30番のところで、水の濁り調査点についてのお願いをさせていただきました。水の濁りの調査点は幾つか提案させていただきましたが、前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。

これに関連して、30番で、残土処理場を計画されているということで、その集水域の位置関係が分かるように図面をとということでお願いしたのですが、まだ具体的な場所は未定だということで、準備書で残土処理場の記載をお願いいたします。

それで、この残土処理場のところに関連して、9番の質問のところでは処理場についてのお尋ねをしています。これについて確認したいのですが、今の計画を見ていると、稜線の長い区間について新設道路を造られるような計画だと見受けしたのですが、現在のところ、どれくらいの土量が出て、なおかつ、どれくらいの残土処理場が必要という見積もりになっているのか。その辺りが分かれば、少し教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事業者　コスモエコパワーです。今、尾根上に風車を建てていく想定で、当然、切土をメインに土量が発生していることを想定しておりますが、まだ綿密な設計とか風車の場所などは検討中なので、大体の最大の土量を、今、30～40基の風車ということで、仮に30基ぐらいで考えた場合は、切り盛り各120万 $\text{m}^3$ ぐらいの土量になるのかという想定でおります。

最大でそのくらいの土量とは想定しているのですが、まだ風車の基数などはこれから決めていって、土捨て場の場所もそれに応じて、急な斜面にならないような場所を選定して決めていきたいと思っております。その土捨て場の広さなどがどのくらいになるかという

のは、今後の設計の中で決めていくので、今、数字はないのですが、そういう状況でございます。大体最大120万 $\text{m}^3$ の中で、計画に応じて決めていくということでございます。

○顧問　それは残土がというわけではない、ということですか。動かす量がそのくらい、ということでしょうか。

○事業者　動かす量がそのくらいです。

○顧問　分かりました。結構大きいですね。

○事業者　そうですね。御存じのとおり、切り盛りのバランスはなるべく取りながら、残土処分地はなるべくミニマムなものに検討していくと思うのですが、尾根部をつけていくような事業を想定しているの、どうしても残土は余るほうで出る傾向にあるということは考えておりますので、その辺はしっかり影響のない場所に選定できるように考えていきたいと思っております。

○顧問　分かりました。ヤードのところもそうですし、盛土のところも、濁り等が出ない形で設計するように、よろしく願いいたします。

○顧問　では、騒音関係の先生、お願いします。

○顧問　福島県知事意見のところ、お聞きしたいことがあります。3の騒音・振動の(1)に、「学校等の配慮が必要な施設が北東にあるため、調査地点を追加し」と書かれていますが、今後、追加して準備書に記載する方向で対応されるのでしょうか。

○事業者　コスモエコパワーです。学校等の施設が固まってある場所については、今、引きめの図面で見ると固まったような形で見える表示になっております。実際、現地では小学校が道路に面した場所にあるのですが、そちらの方は広い校庭が道路沿いに面しているような状況でもあったりとか、現地に即した形で必要という整理になれば検討するのですが、今のところ、現地の状況からすると、方法書時点では我々としては特に特異な状況でもなくて、必要とは認識をしていなかったという状況でございますので、その辺は県知事意見としてもいただいておりますので、しっかり回答するために整理しようと思っております。

○顧問　じゃあ、まだ決めかねているということですね。

○事業者　そうですね。図面が引きなので固まっているように見えるところもあるので、そういったところをしっかりと説明するというのがまず最初だと考えておりますので。それで、必要ないという整理ができれば、それで終わりなのかなということ考えています。

○顧問　あと、(4)の低周波音については、どのように対応される御予定なのでしょう  
か。今回、選定されていませんでしたよね。

○事業者　御存じのとおり、今、環境省のほうで、超低周波音と騒音というところで切り分けて考えると、超低周波音のところは、特異な状況がなければ、影響というのは確認できていないというところを踏まえて選定しておりませんので、その特異な状況はないという整理を改めて回答に対してしっかり整理させていただいて、今のところは非選定という状況で考えております。

一方、騒音についてはしっかり検討しつつ、あとは、アセスだけの話に限らず、事後的なところとしても、万が一、苦情や心配の声が出たらしっかり対応させていただくということも含めて、しっかり回答させていただいて、御相談しようかと思っております。

○顧問　なので、低周波音を前提にしなかった理由を丁寧に知事のほうに御説明ください。

○事業者　分かりました。

○顧問　では、水産関係の先生、お願いします。

○顧問　さっきほかの先生から出た意見の確認なのですが、補足説明資料で、水の調査地点、集水域を示していただいた図Q30ですけれども、この図の尾根の西側のW2とW15という調査点がありますが、その間の緑のエリアは、集水域に含まれていない部分にかなり風車の設置場所の設定があるのですけれども、風車の設置場所がまだ決まっていないということですが、ここをもし使われるのであれば、このエリアの排水をどこで捉えるのかを決めていただかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者　東洋設計です。検討させていただきます。

○顧問　どこかで調査していただかなければいけないと思います。

○事業者　この設計を進めていって、風車をどこに置くか等々決まってきた状況に応じて相談して、追加を検討させていただきたいと思います。

○顧問　もう1つ、県知事意見に湧水とか地下水の影響についての文言があるのですが、これはどのように対応されるか、お考えはありますか。福島県知事意見の水環境の最初です。

○事業者　地元の方にヒアリングを綿密にして、湧水の場所がどこにあるかを確認した上で、必要な場所で調査、モニタリング等の検討を行っていきたいと思っております。



- 顧問 分かりました。
- 顧問 大気質関係の先生、どうぞ。
- 顧問 県知事意見の2番目の大気環境についてというところで、先ほど騒音・振動のでも出てきた「対象事業実施区域の北東の沿道で、窒素酸化物、粉じん等の環境影響調査を検討すること」という意見がついていますが、これに対してはどのように対応する予定でしょうか。
- 事業者 コスモエコパワーです。先ほど回答させていただいたことと同様といたしますか、現地の状況をもう一度再確認しつつ、県知事意見に対する回答として整理させていただいた上で、必要性についてしっかり整理して回答させていただいて、今、不要ではないかという整理をしておりますので、それがしっかり説明できるようにしていきたいと思っております。
- 顧問 その道路というのは通学路になっているのですか。
- 事業者 学校の直近になりますので、通学路にはなっていると思われれます。
- 顧問 そうですか。それから、もう一つ気になる点としては、残土が出て、その残土を場外に出すということはあるのでしょうか。
- 事業者 設計の基本的な考え方としては、この対象事業実施区域内に、先ほど言った土捨て場になるようなものをミニマムで設置させていただいて、場外搬出はしないという計画、想定しております。
- 顧問 分かりました。それも大事ですけれども、県知事意見に、特に通学する児童等に気をつけるということも念頭に置いて回答していただければと思います。
- 事業者 承知しました。安全ということも含めて、しっかり回答させていただきたいと思えます。
- 顧問 ほかにございませんか。私からですが、事前に質問等をして回答をいただいた内容については理解いたしました。それ以外に、同じ会社で造られた既設の発電所が近くにあるということで、それを有効に使った方がいいのではないかと思います。まず、動物の調査方法の中で、既設の風力発電所に対するバットストライク、バードストライクの調査、死骸調査ですけれども、それを予定されてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。
- 事業者 東洋設計から回答させていただきます。今回の既設サイトでは、国の事業で死骸調査の御協力をいただいたサイトでございます。既に死骸調査を実施しておりま

す。ただ、福島県の審査会の中でも、渡り時期を対象にした死骸調査というものを行うようにという御指示もいただきましたので、今回のアセスメントの中でも、その時期に絞り込んだ死骸調査を追加的に実施する予定です。

○顧問　私も、配慮書での住民意見に対する回答、それから住民意見等で、これまで2回、2年間行って、ヒナコウモリが2個体衝突したという事例が出ているということでしたが、この2つの調査の方法論が違っているのではないかという疑問がありましたので、今回、できれば少し綿密な計画を立ててやっていただければと思ったわけです。それが第1点です。

それから、もう一つですが、コウモリのバットディテクターによる高高度調査というのを風況観測塔に置かれるということだったのですが、できれば既設風車でコウモリの飛翔状況がどうなっているかを調べるために、既設風車のナセル部分にバットディテクターを設置して計測できるのではないかと思います。それは検討されませんか。

○事業者　まだ検討したことがないのですけれども、安全性や実質的な問題を含めて確認をさせていただいた上で、十分できそうだということであれば検討はしたいのですが、今の時点ではまだそこは検討課題ということと考えております。

○顧問　海外ではナセルの部分に取り付けるというのがかなり一般的になっています。今回、せっかく高高度での状況を調べる場合、かなり長い距離にわたって風車が設置されるということで、その1点だけでコウモリ云々というのはちょっときついかと思うのと、実際にできて回ったらどういう状況になるかというのは、百聞は一見にしかずで、既設風車で計測するのが一番予測に使えるのではないかと思いますので、これから十分検討をお願いいたします。

私からはそれくらいです。ほかに、先生方、ありませんでしょうか。ないようでしたら、これで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省　事業者におかれましては、本日、顧問からありましたコメントの御指摘等を踏まえまして、準備書にぜひ御対応いただけるようお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして、コスモエコパワー株式会社、(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業の方法書の審査を終了させていただきたいと思います。

(2) 稲庭ウインド合同会社「(仮称)稲庭風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見>

○顧問 本日、2件目、稲庭ウインド合同会社の（仮称）稲庭風力発電事業、環境影響評価方法書についてです。方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、そして、岩手県知事意見も出されております。それらも踏まえて、顧問の先生方から質問、コメント等がございましたら、挙手をお願いいたします。では、生物関係の先生、お願いします。

○顧問 まず、確認ですけれども、方法書の例えば288ページ辺りに生態系の調査範囲が出ていていると思うのですが、こちらは動植物全て同じような図面が出ていていると思います。

影響予測の範囲としては、風車があつて、この範囲で実施するというので、適切だと思うのですが、植生図とか環境類型区分が現状でこの範囲で描かれていて、調査範囲もこういった範囲になっているのですが、例えば、上位性のノスリの生息環境を分析するとなるとここだけでは不十分で、周りの環境も調べないといけないと思うのですが、そのあたりは、別途、類型区分図はカバーしていただくということで考えてよろしいのでしょうか。

○事業者 御指摘の点は、ノスリとか飛翔性動物につきましては、今、お示ししている範囲以外のところに調査地点を設けているものもございますので、その区域の今お示ししている範囲よりも広い範囲で類型区分の図を準備書において掲示するようにいたします。

○顧問 そうしますと、植物社会学的な植生調査と現存植生図の作成はこの範囲で行って、外側については、現地踏査、空中写真判読、目視等で別途相関的な植生図を作るような形になりますか。

○事業者 例えば、植生図を現地調査で作る範囲というのは、今、見ていただいている対象事業実施区域の周囲、例えば250mのバッファの地域を予定しておりまして、その外側については、現段階では、例えばですけれども、環境省が出している2万5,000分の1の植生図を活用していくという方針で今までは考えております。

○顧問 ただ、伐採等で状況が変わっているところもあるかと思しますので、そういったところは修正いただくということでよろしいですね。

○事業者 分かりました。この事業においては空中写真や現地踏査を行っているものもありますので、極力、そういった状況については反映させていくように対応いたし

ます。

○顧問　もう1点ですが、知事意見を見ていると、「緑の回廊」という言葉が随分出てくるのですけれども、図面のほうで重要な自然環境とか生息地等で「緑の回廊」というのが確認できていないのですが、方法書のどこかに、「緑の回廊」の範囲とか、そういったものは図示されておりますでしょうか。あれば示していただきたいのですが。私のほうで確認できなかったものからです。

○事業者　通し番号で145ページを御覧ください。

○顧問　この「民有林、国有林」というところですね。

○事業者　はい。

○顧問　この民有林の「緑の回廊」という地区がカバーしていて、そこを分断することになるのではないかという意見ですね。

○事業者　その認識でおります。

○顧問　分かりました。この尾根の一番上にある、5基ぐらい斜めに並んでいると思うのですが、ここがブナ・ミズナラ群落とあって、一応、二次林に扱われているのですけれども、自然林に近いようなものになると思いますので、「緑の回廊」ということもあって、ここをかなり配慮していただく必要があるということで知事意見が出ていると思いますので、調査だけではなくて、ここの保全措置をどう考えるかということを含めて今後準備書に向けてよく御検討いただければと思います。その他の地点は開けたところですので、それほど問題はないと思いますが、特にここのところは何か意見が出てくる可能性は大きいかと思います。

○事業者　準備書に向けて対応したいと思います。

○顧問　最初にお聞きすべきだったと思いますが、方法書の18ページ、第2章、2-2-7のその他のところで、対象事業の環境影響評価の対応の経緯というのが書かれています。これを見ると、もう既に方法書での審議は終わって、経産大臣の勧告も出て、その後、現地調査も行ったのだけれども、今回の事業計画検討により方法書を出し直すということなのだと思いますが、この「事業計画検討」の中身というのはどういふものだったのでしょうか。どこかに書かれていますか。

○事業者　そのあたり、どのような経緯があったかというところは、この方法書には詳しくは書き込まれていない状況でございます。

まず、補足させていただきますと、どのようなことがあったかと申し上げますと、結

論としては、平成29年当時に対応させていただきました方法書で設定した対象事業実施区域を、その後検討を重ねたところ、300m以上、対象事業実施区域を拡張しなければならないということがその後の事業計画で判明いたしまして、その結果、環境影響評価法の軽微な変更に当たるものではないというところで、事業者として改めて、法にのっとり方法書の再手続を行ったというものでございます。

どこの区域が増えたかを申し上げますと、その比較図が方法書に載っていないで申し訳ないのですが、例えば、方法書の対象事業実施区域が示されているページに、今、表示されているページでいいますと、対象事業実施区域の一番南西側のところ、その道のところですが、以前の方法書ではこの道は入っていませんでした。それがその後、風車が大型化したことによって、そちらの南西側の道も使わないとサイトの方に風車が運び込めないということが分かったために、その区域も追加したという経緯がございます。

したがって、それに伴って区域の拡張があったので、方法書手続をやり直すということになったという次第でございます。

○顧問 分かりました。なぜそれを聞いたかという、既に現地調査を行っておられるので、計画変更によっては、現地調査の範囲自体、調査地点自体が適正ではなくなる可能性があるのでは、その辺のところをお聞きしたのですが、基本的に、現地調査を行った結果というのは、ここには前倒し調査の結果という話になっていますけれども、それとは別に、新たに今回の方法書として現地調査を行うということになりますか。

○事業者 そのとおりでございます。既に行っている調査は調査結果であるのですが、御指摘いただいたとおり、区域の形が変わったことに伴って、調査の範囲ですとか地点が足りていないということにつきましては、追加で調査を対応する方針としております。

○顧問 分かりました。では、騒音関係の先生、お願いします。

○顧問 岩手県知事意見について、どう考えていらっしゃるのかお聞きしたい点がございます。

2の個別的事項の(1)大気環境のところですが、その最後の段落ですが、「人と自然との触れ合い活動の場」があって、稲庭岳ですが、「一定程度の静穏性が求められる場であることから、十分な予測及び評価を実施して、施設の稼働により静穏性が妨げ

られることがないように対策を講ずること」と書いてあるのですけれども、これは具体的に準備書の中で何らかの評価のようなことをされる御予定なのでしょうか。

○事業者 「人と自然との触れ合い活動の場」での大気環境ということなので、例えば、静穏性ということなので騒音に対する評価を求められているという認識でおります。

ここについては、例えば、一番人が利用するところとなりますと、稲庭キャンプ場というのがございまして、例えば、そこで騒音の測定を、実際に人が利用されるのは夏場だけですので、夏場にそういった調査をした上でデータを取得するということの対応は検討いたします。

その先の予測の評価ですが、環境基準などが無いので、一番安全側の評価基準を使って参考値として評価をすとか、そういった方法になるかと今のところは考えている次第でございます。

○顧問 夏場という答えがあったのですが、ここは、冬場はクローズされているのでしょうか。

○事業者 冬は雪で、普通の装備では人が入れない場所になります。

○顧問 分かりました。確かに小学校とか病院とか住居などに評価をするというのは一つの考え方ではあると思うのですが、やはり自然が多くあるところに立っている風車なので、その人たちに不快な思いをさせるというのは、景観資源からしてもちょっと問題になるかもしれないので、評価は難しいとは思いますが、準備書の中で予測のマップを描かれると思いますので、そういうものも数値一つの値だけではなく、全体的な周辺のマップも描いていただければいいのかと思うのですが。よろしく御検討ください。

○事業者 そうですね、御指摘いただいたとおり、風車の騒音値の予測二次元のマップはもちろん作成いたしますので、そういったものも活用しながら評価をさせていただくようにします。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。大気質関係の先生、どうぞ。

○顧問 補足説明資料で何点かお伺いしたいと思います。1番目で「航空写真の撮影日はいつですか」と聞いたのに対して、「地理院タイルのため、明確な撮影日が不明となります」という御回答なのですが、写真とか航空写真というのは、いつ頃撮ったのかという情報は非常に重要な情報で、撮った対象がそれからどれくらい変遷している

可能性があるのかとか、そういうことはこういう基本情報を得る重要な情報となりま  
すから、もし地理院タイルに明確な撮影日の記載がないのであれば、いつ撮ったかが  
分かるような情報を使用すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 御指摘につきましては、そのとおりでと考えております。今、事業者のほ  
うで空中写真の作成はいただいているものもございますので、準備書の特に対象事業  
実施区域を拡大する図面を、準備書の例えば第2章の事業計画のところに掲載する場  
合は空中写真を載せて、それが何年何月に撮影されたものかは分かっておりますの  
で、そういった撮影日が分かっているデータを使っていくということで、準備書で対  
応させていただきます。

○顧問 それから、2番で、「風力発電機の外形について、もう少し実機に近い形状を  
示してください」という質問をしたのですが、これは厳密に描けということではなく  
て、一番重要なポイントとしては、ローター直径とハブ高度の比によって人に与える  
印象というのは随分違うと思うのです。特に最近では4 MW機以上になってきますとロー  
ター直径が大分大きくなってきて、非常に威圧感を与えるようなものになってきてい  
るので、準備書が地元住民等の意見を伺う最後の機会になりますから、厳密にちゃん  
と描けということではなくて、そういう比がきちんと分かるような風車の形を示した  
方がいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 いただいた御意見をこちらの方で正しく読み取れなくて、申し訳ございま  
せんでした。御指摘いただいた点は、今、図書に掲載している風車の形状について  
も、例えば、高さであったりですか、ローター径などを、比を正しく保って図とし  
て示すという御指摘だと理解しました。準備書につきましては、そのように対応させ  
ていただくようにします。

○顧問 ほかにございませんか。植物関係の先生、お願いします。

○顧問 方法書の280ページをお願いします。植物のところ、調査と予測、評価の手  
法というのがあります。そこの植生の調査方法ですが、282ページの表6.2.14を見ます  
と、「コドラート調査」という表現なのですけれども、コドラート調査で間違いではな  
いと思うのですが、普通のコドラート調査といわゆる植物社会学的調査というのは少  
し違って、経産省のアセスの手引書にも、「ブラウン－ブランケの植物社会学的方法」  
という文言がありますので、それを使っていた方がよろしいかと思います。

これは「水辺の国調とか、それに従っている」と書かれていますが、先ほど水辺の

国調のマニュアルを見たら、あまりふさわしくない表現かと思います。「コドラート」という言葉が繰り返し繰り返し出ているので、こういった形になるのかと思うのですが、決して四角で取るということではありませんので、それは御承知しているかと思いますが、その辺のところを「ブラウン－ブランケの植物社会学的方法」という言葉を盛り込んでいただければと思います。

それから、また280ページのところで、現地調査の範囲について、植物相が周囲100m、植生が250mとあるのですが、これは前にも御指摘したところではあるのですが、植物相が周囲100mであっても、結局、植生調査で出てきた植物は植物相の中に入れるということになるのでしょうか。この辺を確認したいのですが。

○事業者　　まず、1点目の「ブラウン－ブランケの植物社会学的方法」については、御指摘のとおり対応をさせていただくようにいたします。

2点目の植物相と植生の調査ですが、厳密には植物相の調査は周囲100mの範囲でどこにどういった種があったかを調査していくということで予定しております、そこから外側のところでは、現状では、特に植物相、位置の特定というところまでは予定はしていませんでしたが、そこについては、全く外だからやらないということではなくて、踏査などで見つかったものについては記録をしていくという方法を取っております。

○顧問　　結局、そうですね。植生調査というのはフロラ調査みたいなものですが、どうしてもそこで具体的な植物が出てくるということになりますので、ぜひ250mの範囲の中であっても、全体の植物相に含めていただきたいと思います。

○顧問　　ほかにございませんでしょうか。水関係の先生、どうぞ。

○顧問　　2点、お聞きします。1つは、水の濁りの予測についてですが、このときの降雨条件はどのようにお考えか、教えていただけますでしょうか。

○事業者　　降雨条件については、幾つか考え方はあるかと思うのですが、一番近くの気象官署のデータを見て、激しい降水のところを拾って、値を設定するという考え方があったりですとか、あるいは、具体的な数値は調べ切れてはいないのですが、通常、例えば、林地開発許可申請などで造成設計するときに、例えば、30年確率とか50年確率という降水量を設定していて、確か岩手県も設計されていたので、そういった参考になる値を拾って設定するということが予定はしておりました。

○顧問　　分かりました。雨の強いときの予測も検討していただいているようなので、



そのようによろしく願いいたします。

それから、もう1つですが、これは些細なことかも知れませんが、対象事業実施区域の中で、黒のハッチングで示されている風力発電機の設置検討範囲外という部分があります。ここの部分というのは、道路の整備などを予定されているのでしょうか。それとも、風力発電機以外の何か施設を造られるのでしょうか。どのような計画なのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○事業者　今、ハッチングがかかっているところというのが、先ほど御質問を別でいただきまして、今回、方法書をもう一回やり直すことになったところとつながってくる部分なのですけれども、当初は、ハッチングがかかっているところを使って風車を西とか南側のエリアの方に運び入れるということで道路を計画していたところになります。

ただし、ここは道が非常に狭いところでして、現状でここの道を拡幅して新たに道をつけるかというところまでは、計画としてはまだ決まっていない状況ですが、そこは谷地形に近いところですので、少なくとも風車を置くということは基本的にはない。造るとしても、輸送の道を造る可能性があるということで、そういった区分けをして区域を示させていただいたというものでございます。

○顧問　分かりました。ここはどのような理由で対象事業実施区域に入れられたのかと思ったと同時に、もし道路等を造られるのであれば、沢を横切った形で道路を造られることになると思いますので、沢への濁りの影響には十分注意していただきたいというつもりでお聞きしました。

○顧問　ほかにございませんか。私からですが、岩手県知事意見でもそうですけれども、イヌワシの存在についてかなり危惧を持っておられるということがわかります。それで、前倒し調査をされた現地調査の結果ではイヌワシもクマタカも確認されていません。ただ、環境省のデータベースでは、ここはイヌワシもクマタカも生息が確認されているということなのですが、これについて、岩手県知事からは、追加調査を実施することみたいなことも言われていると思いますけれども、これは事業者としてはどう考えられるのですか。

○事業者　ここのイヌワシについては、県知事意見をいただくに当たりまして、岩手県の審査会でももちろん中身として議論はされたところでございます。その際に、先ほどおっしゃっていただいたとおり、現地調査の結果においても、イヌワシはそこま

で確認されているような場所でもないということも申し上げたのですが、岩手県の委員会では、イヌワシを重要視されて、このようになっているという状況でございます。

それを踏まえて、今後、どのような対応をしていくかですが、今後、稲庭風力事業におきましては、通常の2営業期、1非営業期の調査を行っておりまして、そういった可能な限りの対応は今後させていただきたいと考えております。例えば、追加調査が必要な場合につきましては、今後の準備書あるいは評価書の期間に向けていく予定でございますし、工事期間中ですとか事業運転開始後の事後調査で、継続的な追加調査を対応させていただくということで予定しております。

○顧問 分かりました。今回、岩手県知事意見などでは、2営業期ということが通常ですと調査のやり方としてありますが、どうしても非営業期もちゃんと行った方がいいよという意見だと思しますので、その辺のところは十分検討していただいて、今後、対応されることを望みます。

先生方、ほかに。特にございませんようでしたら、これで終了したいと思います。では、事務局にお返しします。

○経済産業省 事業者におかれましては、本日、顧問から出ましたコメント、御指摘等を踏まえまして、準備書までには御対応をいただければと思います。

それでは、これをもちまして、稲庭ウインド合同会社の（仮称）稲庭風力発電事業の方法書の審査を終了させていただきたいと思えます。

これをもちまして、本日の風力部会を終了させていただきたいと思えます。

#### <お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486